

# 安全管理規程

株式会社 藤川



平成26年1月1日 制定

# (株) 藤川 花バス観光 安全管理規程

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、株式会社藤川（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般貸切旅客運送事業に係る全ての業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

### (輸送の安全に関する基本方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 1 安全統括管理者
  - 2 運行管理者
  - 3 整備管理者
  - 4 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。(別表1)

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 1 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 2 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 3 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 1 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 3 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 4 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 6 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 7 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 8 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 9 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 10 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。(別表2)

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な要員等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 社長は、次の事項について毎年度公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 安全管理規程
- (5) 輸送の安全に関する重点施策及び計画
- (6) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
  - (8) 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容
  - (9) 安全統括管理者
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

(規程の改廃)

- 第19条 本規程の改廃は、社則に定めるところによる。ただし、字句の訂正等、内容が軽微なものは、取締役の権限により行なうことができる。

(付則)

本規程は、平成26年1月1日より実施する。

平成25年12月19日

九州運輸局長 殿  
(国土交通大臣 太田 昭宏 殿)

住 所 鹿児島県垂水市栄町13番地  
氏名又は名称 株式会社藤川  
代表者名 八木 申一 郎



### 安全管理規程設定届出書

このたび、安全管理規程を設定したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

### 記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名  
氏名又は名称 株式会社藤川  
住 所 鹿児島県垂水市栄町13番地  
代表者氏名 八木 申一 郎

- 2 実施予定日  
平成26年1月1日

(変更の場合)

- 3 変更した事項  
(新旧の対照を明示)

(変更の場合)

- 4 変更を必要とする理由

添付書類1 設定した安全管理規程

添付書類2 設定した安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類  
・輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統…別表1  
・事故、災害等に関する報告連絡体制 …別表2

## 運転時間・拘束時間社内基準

### (1) 拘束時間

拘束時間は1日あたり原則12時間30分までとする。  
延長する場合は14時間50分までとする。

### (2) 休息時間

休息時間とは勤務終了時継続して9時間30分以上とする。  
休息とは自宅又は宿泊施設等横になり睡眠が取れる施設でのことです。

### (3) 最大運転時間

最大運転時間は2日を平均して1日あたり8時間30分を超えない。

### (4) 連続運転時間

連続運転時間は2時間を超えない事  
4時間の間に35分以上の休憩をとる。(10分以上で分割可能とする)

### (5) 乗務距離

乗務距離は1回の乗務で595キロまでとする。  
ただし夜間の乗務距離は495キロまでとする。  
(夜間とは午前2時より午前4時の間をまたいで実車走行をすることをいう)

### (6) 交代運転手が必要な場合

- ① 拘束時間が14時間50分をこえる場合
- ② 運行距離が595キロを超える場合。夜間は495キロを超える場合。

### (7) 休日労働

休日労働は繁忙期は2週間に1回を超えないものとし、その他の月は1週間に1回を超えないものとする。  
繁忙期とは5月7日～6月30日、9月10日～12月10日とする。

平成25年12月19日

九州運輸局長 殿  
(国土交通大臣 太田 昭宏 殿)

住 所 鹿児島県垂水市栄町13番地  
氏名又は名称 株式会社藤川  
代表者名 八木 申一郎



安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名  
氏名又は名称 株式会社藤川  
住 所 鹿児島県垂水市栄町13番地  
代表者氏名 八木 申一郎
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日  
氏 名 八木 申一郎  
生年月日 昭和30年6月2日生
- 3 選任した年月日  
平成25年12月2日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類

次の者は当社の役員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

住 所 鹿児島県垂水市栄町13番地  
名 称 株式会社藤川  
代表取締役 八木 申一郎



選任した安全統括管理者： 八木 申一郎

社内での役職： 代表取締役

(1) 安全統括管理者に選任した八木 申一郎は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

	イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
	ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
○	ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
役員	事業用自動車運行管理全般	平成16年3月19日～現在まで

安全方針機帯カード

安全スローガン

安全は最優先である  
 安全は人命にかかわる  
 安全は顧客の安全を  
 安全は最大の利益を  
 安全は最大の責任を  
 安全は最大の利益を  
 安全は最大の責任を  
 安全は最大の利益を  
 安全は最大の責任を

安全目標

(1) 有真事故 ゼロ  
 (2) 違反回数 ゼロ  
 (3) 違反回数 ゼロ

運転での厳守項目

(1) 速度厳守  
 (2) 距離確保  
 (3) 安全確認  
 (4) 必要ない  
 (左折・右折・後退)